

令和 6 年 5 月 26 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01435

研究課題名（和文）日米の土地環境問題における土地所有者の責任と地方自治体の役割

研究課題名（英文）Landowner Responsibility and the Role of Local Governments in Land and Environmental Issues in the United States and Japan

研究代表者

黒坂 則子（KUROSAKA, NORIKO）

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：60441193

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、環境問題のなかでも、不動産をめぐる環境問題について、土地所有者が負うべき責任や地方自治体の土地利用規制権限のあり方、そして地方自治体と国との役割分担などを中心に検討するものである。具体的には、アメリカ法については、2020年4月20日の土壤汚染に関するアメリカの連邦最高裁判決を題材に、同判決における土地所有者の責任について検討し、同判決が今後のアメリカの土壤汚染浄化政策に与える影響について考察し、これを公表することができた。わが国の不動産をめぐる環境問題については、建築紛争や墓地の設置問題、太陽光発電設備の設置に関する判例を中心に研究をすすめてきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はまず、わが国においても課題が残されている土壤汚染問題に関し、アメリカのスーパーファンド法上の責任と費用負担をめぐる重要な連邦最高裁判決を検討することで、土地所有者の責任などの関係当事者の責任と費用負担のあり方について一定の示唆を与えることができたものとする。また、建築紛争のほか、わが国の墓地の経営許可に関する判例や太陽光発電設備の設置に関する判例などを検討した。これらの判例が今後の自治体の環境行政に与える影響は大きく、私の研究も一定の社会的意義を有するものとする。

研究成果の概要（英文）：My research focuses on the responsibilities of landowners with regard to various environmental issues related to real estate, the land use regulatory authority of local governments, and the division of roles between local governments and the national government. Among other things, I focus on American law, specifically the Atlantic Richfield decision issued by the U. S. Supreme Court in 2020. I examine landowner liability in this decision and have researched the implications of this decision for future soil remediation policy in the U.S., which I was able to publish in the law review (The Doshisha Hogaku). In addition, I am also researching environmental issues concerning real estate in Japan, with a focus on case law concerning construction disputes, cemetery facilities, and the installation of photovoltaic (solar energy) installations.

研究分野：社会科学（法学）

キーワード：土壤汚染 土地所有者の責任 スーパーファンド法 建築紛争 墓地 太陽光発電設備

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1)私はこれまでアメリカの土壤汚染問題のなかでも、ブラウンフィールド問題に焦点をあて、研究をしてきた。ブラウンフィールドとは、土壤汚染の潜在的可能性のために、未利用のまま放置されている土地のことをいう。アメリカでは、このブラウンフィールド問題に対応するため、所謂ブラウンフィールド新法(アメリカの土壤汚染対策法たる、所謂スーパーファンド法の改正)が2002年に制定された。このブラウンフィールド新法は、潜在的責任者の責任を厳格な責任を緩和し、また州の自発的浄化プログラムを後押しするものであり、実際に積極的な土壤汚染浄化政策が展開されてきた。しかしながら、ブラウンフィールド新法制定後も、スーパーファンド法に関する紛争は絶えず、とくに、汚染者及び土地所有者の責任の有無と、これら関係当事者の費用負担の関係が争点となる判例が多く見られる状況にあった。そして、これらの判例がアメリカの土壤汚染浄化政策に与える影響が注目される場所であった。なおわが国でも、2002年の土壤汚染対策法制定後、同法に関する判例も見られるようになっていた。

(2)わが国では、墓地の設置問題や太陽光発電設備の設置問題など、不動産に関する環境問題に関する判例が散見される状況にあった。とくに太陽光発電設備については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が2012年7月1日に施行され、所謂固定価格買取制度が導入されたあと、太陽光発電事業への参入が急増したが、太陽光発電設備が設置される自治体においては、周辺地域に与える様々な影響から周辺住民の反対運動が高まっていた。他にも、わが国では、不動産をめぐる環境問題として、定義上は汚染されていない土砂である建設発生土が問題となり、さまざまな自治体において土砂条例が制定される状況にあった。この土砂条例については、過去に論文を発表し、大阪府及び大津市の同条例制定や改正に係る委員を務めたところであった。当時、土砂条例に関し、大阪府を中心として、全国の都道府県への働きかけが行われている状況にあった。

2. 研究の目的

上記のような背景のもと、本研究は、不動産をめぐる環境問題について、土地所有者が負うべき責任と地方自治体の土地利用規制、そして当該地方自治体と国との役割分担などを検討するものである。

具体的にはまず、アメリカにおけるスーパーファンド法に関する最新の判例動向を研究し、同法上の土地所有者の責任とわが国の土地所有者の責任を比較しつつ研究することで、関係当事者間の適切な費用負担や、州を中心に展開されてきた土壤汚染浄化政策への影響を考察することを目的の一つとする。次に、わが国の地方自治体において問題となっている墓地の設置問題や太陽光発電設備の設置問題は、今後の各自治体における条例や土地利用規制権限のあり方などに直結する問題である。なお、土砂条例に関しては、2019年当時、全国の自治体において土砂条例の制定の動きが広がりつつあるなかで、自治体の条例整備において、これまでの自身の知見を活かし、将来的には法整備の必要性を提示することも目的としていた。

3. 研究の方法

アメリカについては、アメリカ行政法の著名な研究者である、Jeffrey Lubbers 教授(American University)にインタビューをいくつか、最新判例の動向を追うこととした。もっとも、新型コロナウイルス禍の影響によって、ヒアリング調査やアメリカでの文献調査を延期せざるを得ない状況となり、研究を延長し、最終年度にこれをようやく行うことができた。この延期に伴い、まずはアメリカのスーパーファンド法に関する判例は、2020年に出されたアメリカ連邦最高裁判所の最新判例に焦点をあて、Jeffrey Lubbers 教授に複数回のオンラインでのインタビューにおける助言を得つつ、すすめることとした。

わが国の不動産をめぐる環境問題については、具体的な判例などの事例分析や文献調査を行った。なお、複数の自治体や他の研究者から自身の研究に関するヒアリングを積極的に受け、議論をすることで、研究をさらに深化させることとした。

4. 研究成果

(1)当初のヒアリング調査がコロナ禍の関係でずれたことから、Jeffrey Lubbers 教授にオンラインでご助言をいただきつつ、アメリカの当時の最新の連邦最高裁判決から土壤汚染問題を検討することから始めた。具体的には、2020年4月20日に出されたAtlantic Richfield Co. v. Christian, 140 S. Ct. 1335 (2020)であり、同判決はスーパーファンド法における潜在的責任当事者該当性に関する重要な判断を下したものである。同判決は、スーパーファンド法の対象地における汚染原因者ではない住宅の所有者(本件土地所有者)が潜在的責任当事者であるAtlantic Richfield社に対し、州法上の請求を主張して出訴した事案であり、その際、本件土地所有者はEPA(環境保護庁)が人の健康と環境の保護に必要と認めるEPA自身の浄化計画を超える修復計画を提案していた。Atlantic Richfield判決は、本件土地所有者の潜在的責任当事者としての地位などが争点となったものであるが、同判決は、スーパーファンド法上の責任と費

用負担をめぐる重要な連邦最高裁判決の一つであり、同判決の採った結論は、これまで採られてきたアメリカの土壌汚染浄化政策に大きな影響を与える可能性があるものといえる。Atlantic Richfield 判決は結論として、スーパーファンド法は本件土地所有者の州法上の請求に対する州裁判所の管轄権を排除していないものと判断したが、本件土地所有者は潜在的責任当事者に該当し、本件土地所有者は州裁判所において彼らの主張をする前に EPA の承認を受けていなければならないものと判示した。同判決は、一般的な土地所有者責任が争われた事案ではないが、同判決が本件土地所有者を潜在的責任当事者に該当すると判断したことによって、多くの土地購入予定者にも影響を与え、延いてはこれまでアメリカにおいて積極的に講じられてきたブラウンフィールド政策に対する重大な悪影響を及ぼす懸念がある。このように本件土地所有者のような者が、潜在的責任当事者に該当すると判断されたことは今後のアメリカのブラウンフィールド政策に大きな影響を与える可能性があるも、しかしながら、隣接地の所有者としての要件を満たさない本件土地所有者はスーパーファンド法の免責の埒外の者といわざるを得ず、そうすると同判決は結論としては妥当なものと思われる。むしろ、同判決は、今後の土地購入予定者等に対するあらゆる適切な調査などの免責要件充足の必要性と、本件土地所有者のような者を含めたより広い利害関係者を和解協定や同意判決の手續に關与させるべき必要性を示したとの評価も可能といえよう。

翻って日本法に目を向けると、わが国の土壌汚染対策法では、土地の所有者等に第一次的な土壌汚染除去等の措置義務を課し、同法施行前からの土地所有者も含めて一切の免責規定が置かれていない。それゆえ、わが国の土壌汚染対策法は土地所有者の責任がときに不合理なものとなり得るものであり、実際にこの点が示された裁判例（東京地判平成 24 年 2 月 7 日判タ 1393 号 95 頁）も見られるところである。このような土地所有者を第一次的な責任主体とするわが国の法制度に対し、スーパーファンド法と同種の免責規定を設ける必要性が指摘されている。このような日米両国の土壌汚染に関する法制度や判例について、今後も引き続き研究していきたい。

なお、アメリカのスーパーファンド法については、正木宏長ほか編の翻訳本『現代アメリカ環境法』（尚学社、2022 年）において、同法の翻訳（第 9 章第 節）を担当した。また、奥田進一・長島光一編『環境法 将来世代との共生』において、大気汚染防止法、水質汚染防止法とともに土壌汚染対策法に関する章（第 9 章汚染防止・対策法）を担当し、コラムにおいてスーパーファンド法について取り上げた。

(2)次に、日本法については、当初の予定通り、不動産における環境問題についての成果はその多くを公表することができた。たとえば、わが国では太陽光発電設備への関心が急速に高まる一方で、太陽光発電設備が設置される自治体では周辺地域に与える影響から周辺住民の反対運動が高まっている状況にあるが、このような太陽光発電設備の設置に関する裁判例の動向について、日本不動産学会誌 34 巻 2 号 95 頁に論文を公表した。同論文では、環境権に基づくメガソーラー設備の設置等の差止請求事件（大分地判平成 28 年 11 月 11 日 LEX/DB 文献番号 25544858）、

太陽光発電設備に対する不同意処分の取消請求事件（東京高判平成 30 年 10 月 3 日判自 451 号 56 頁）、 国定公園の特別地域内における太陽光発電設備の許可処分の義務付け等請求事件（東京高判平成 31 年 3 月 20 日 LEX/DB 文献番号 25563015）をとりあげ、太陽光発電設備の設置をめぐる法的諸問題について検討した。他にも、太陽光発電設備の設置問題に関し、河川占用不許可処分取消請求事件（東京高判令和 3 年 4 月 21 日判自 478 号 57 頁）について、環境法研究 47 号（2022 年）129 頁に公表した。また、宅地造成等規制法に基づく変更許可決定取消請求事件（第一事件）、宅地造成等規制法に基づく許可決定の無効等確認請求事件（第二事件、第三事件）について、環境法研究 48 号（2023 年）103 頁に公表した。さらに、太陽光発電設備の設置問題については、日本地方自治学会研究会において学会報告をすることができた。

太陽光発電設備の設置問題の他には、墓地の設置問題に関し、公文書部分公開決定処分取消等請求事件（さいたま地判平成 30 年 3 月 28 日判自 441 号 17 頁）を判例地方自治 456 号（2020 年）11 頁に公表した。同判決は、墓地の設置そのものが争われたものではないが、墓地の経営許可に際し、被告職員が顧問弁護士に相談した法律相談の結果報告書のうち非公開とされた情報が朝霞市情報公開条例における非公開情報に該当するかが争点となった事例である。また、墓地の経営に係る不許可処分の適法性などが争われた事例として、墓地経営不許可処分取消等請求事件（東京高判平成 29 年 8 月 9 日判自 432 号 57 頁）を環境法研究 45 号（2020 年）85 頁に公表した。その他、建築紛争などについても判例紹介を公表した。なお、土砂条例については、本研究の開始当初は、全国的に土砂条例制定の動きが広がり、法律の制定が望まれるところであったため、土砂条例につき研究を深化させる予定であったが、熱海の土砂崩落を受けて急遽法整備がされることとなった。令和 5 年 5 月 26 日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法と土砂条例との関係については今後の課題としたい。

(3)以上のように、不動産をめぐる環境問題について、コロナ禍のため研究を延長させていたにもかかわらず、これまでの 5 年間で相当数の論文及び判例評釈などを公表してきたことから、本研究は一定の成果を挙げることができたものと考え、今後も引き続き、不動産をめぐる環境問題について研究していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 37巻3号
2. 論文標題 最近の不動産関係判例の動き < 公法 >	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本不動産学会誌	6. 最初と最後の頁 87頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 48号
2. 論文標題 宅地造成等規制法に基づく変更許可決定取消請求事件(第一事件)、宅地造成等規制法に基づく許可決定の無効等確認請求事件(第二事件、第三事件)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 103-112頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 48号
2. 論文標題 全体の動向 - 最近の重要環境判例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 5-13頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 47号
2. 論文標題 河川占用不許可処分取消請求事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 129-137頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 別冊261号
2. 論文標題 土地改良事業と訴えの利益	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 行政判例百選〔第8版〕	6. 最初と最後の頁 356-357頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 36巻2号
2. 論文標題 最近の不動産関係判例の動き < 公法 >	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本不動産学会誌	6. 最初と最後の頁 109頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5736/jares.36.2_108	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 74巻3号
2. 論文標題 米国スーパーファンド法上の潜在的責任当事者該当性に関する一考察 - Atlantic Richfield判決を中心として -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 539-577頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 482号
2. 論文標題 産業廃棄物撤去請求等を怠る事実の違法確認請求事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 41-44頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 46号
2. 論文標題 湖南省地域ふれあい公園条例に基づく公告がされたことをもって都市公園法2条の2に基づく公告がされたといえるかが争われた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 133-140頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 35巻1号
2. 論文標題 最近の不動産関係判例の動き < 公法 >	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本不動産学会誌	6. 最初と最後の頁 133頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5736/jares.35.1_132	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 45号
2. 論文標題 墓地経営不許可処分取消等請求事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 85-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 34巻2号
2. 論文標題 太陽光発電設備の設置をめぐる裁判例の動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本不動産学会誌	6. 最初と最後の頁 95-100頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5736/jares.34.2_95	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 33巻4号
2. 論文標題 最近の不動産関係判例の動き < 公法 >	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本不動産学会誌	6. 最初と最後の頁 115頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5736/jares.33.4_114	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 456号
2. 論文標題 公文書部分公開決定処分取消等請求事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 11-14頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 44号
2. 論文標題 環境訴訟と環境権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 14-28頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒坂則子	4. 巻 44号
2. 論文標題 建築計画変更確認処分取消判決の適法性が争われた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 145-153頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 黒坂則子
2. 発表標題 太陽光発電設備の設置をめぐる法的紛争
3. 学会等名 日本地方自治学会研究会(於同志社大学)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 黒坂則子
2. 発表標題 太陽光発電設備の設置をめぐる裁判例の動向
3. 学会等名 日本不動産学会判例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 黒坂則子
2. 発表標題 土砂条例をめぐる近年の動向と裁判例
3. 学会等名 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例フォーラム・説明会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 黒坂則子
2. 発表標題 土砂条例をめぐる近年の動向
3. 学会等名 日本土地環境学会2019年研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 黒坂則子
2. 発表標題 環境訴訟と環境権
3. 学会等名 人間環境問題研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 奥田進一・長島光一編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 328
3. 書名 環境法 将来世代との共生 私は第3章(31-41頁)と第9章(125-137頁)を担当した	

1. 著者名 正木宏長ほか編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 尚学社	5. 総ページ数 464
3. 書名 現代アメリカ環境法 (翻訳本) 私は第9章第 節(310-333頁)を担当した	

1. 著者名 駒林良則、佐伯彰洋編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 235
3. 書名 地方自治法入門〔第2版〕 私は第8章(177-182頁)を担当した	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------